

素案（第1章から第4章）の変更の概要

資料 2

章	ページ	修正前	修正後	修正の趣旨
第1章 計画の策定にあたって	1	I. 千葉県地域福祉支援計画の位置付け II. 計画期間	I. 計画の位置付け・計画期間 II. 計画の中間見直しの趣旨	わかりやすくするため、構成を変更し、「計画の位置付け」と地域共生社会の定義等の説明を区分した。
Ⅲ. 近年の地域福祉関連施策の動向	5	(追加)	<p>○ <u>法改正の趣旨を踏まえ、国は、2017年3月に、地域共生社会の実現に向けて、分野を横断した事業の一体的実施や創意工夫のある取組を後押しするため、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係事業を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能であるとして、事業の実施方法や費用の計上についてなど具体的に周知しました。</u></p> <p>○ <u>さらに、2018年10月には、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点から、関係制度や関係機関との連携強化に向けた通知を発出しています。</u></p> <p>○ <u>地域福祉の推進にあたっては、これらの法改正や通知の趣旨を十分に踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、関係機関、分野との連携を強め、横断的・一体的に取り組んでいく必要があります。</u></p>	法改正を踏まえた国の動きを追記し、県の取組の必要性を明確にした。
第2章 現状と課題 I. 人口減少と急速な高齢化の進展ほか	8 9 13 16 17 45	(8ページ) 2025年には611万8千人、 (中略) 「団塊ジュニア世代」が70歳以上となる 2045年には198万9千人（高齢化率36.4%）	(8ページ) 2025年には611万8千人、 <u>2040年には564万6千人</u> 、 (中略) 「団塊ジュニア世代」が <u>65歳以上となる2040年には197万3千人</u> （高齢化率35.0%）	2040年のデータを追加、修正した。  ※9ページ以降も同様に追加、修正。
Ⅲ. 核家族、一人暮らし世帯の増加による「家族力」の低下	19	表1 圏域別の一人暮らし高齢者の割合	表にサブ圏域のデータを追加。	より詳細な状況を示した。

章	ページ	修正前	修正後	修正の趣旨
IV. 地域福祉を取り巻く状況の変化 (1) 生活困窮者等の状況	21	(追加)	雇用の状況 ○ 経済情勢は、緩やかな回復基調が続いており、景気回復を背景とした労働需要の増加により、雇用情勢も改善しています。しかし、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても、希望する労働条件等と企業のニーズとのミスマッチにより就労が難しい状況にあり、その対応が課題となっています。  「完全失業率の推移」、「若年無業者数及び割合」のデータを追加	生活困窮の背景を追加した。
	22	また、その伸びも近年大きくなっており、特に70歳以上の被保護人員は2008年の13,772人に比べると約2倍に増えています。	また、その伸びも近年大きくなっており、2006年と2016年を比較すると、70歳から79歳までは約2.3倍に、80歳以上は約2.6倍に増えています。	グラフ(図23)にあわせてわかりやすく表記した。
(8) 相談ニーズの複合化	34	(追加)	介護者が高齢化した「 <u>老老介護</u> 」、引きこもりが長期化し、親が高齢化した「 <u>8050問題</u> 」、  「要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移」のデータを追加	複合課題の例を追加した。
	34	(図) ダブルケアの推計人口と割合	(表) ダブルケアの推計人口	割合が小さく、わかりにくいので表に変更した。
(9) 介護分野の人材不足	38	(追加)	○ <u>本県の介護職員数は、2016年度には76,792人でしたが、団塊の世代が75歳以上となる2025年度にはその需要見込数109,785人に対し、供給見込数は81,399人となり、28,386人不足すると見込まれています。</u>	介護人材の必要数等を追記。

章	ページ	修正前	修正後	修正の趣旨
(12) 災害時における要配慮者への対応	40	(12) 災害時における要支援者への対応 (タイトル修正、本文追加)	災害時における要配慮者への対応  ○ 改正災害対策基本法では、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、国や地方公共団体は、要配慮者に対し、防災上必要な措置の実施に努めなければならないこととしています。併せて、要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で特に支援を要する人々	法改正を踏まえた表現に修正した。
V. 地域福祉計画の策定状況と県民の意識・活動状況	44	(追加)	(3) インターネットアンケートの結果	アンケート結果を踏まえて修正した。(内容については、今後の結果公表を踏まえて記載)
VI. 地域の課題	45 46	社会関係、人間関係の希薄化した「孤独」な一人暮らしに陥りやすい状況があります。尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みが必要です。 介護と育児に同時に直面する世帯など、	社会関係、人間関係が希薄化し、孤立した一人暮らしに陥りやすい状況があります。尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みが必要です。 <u>介護者が高齢化した「老老介護」、引きこもりが長期化し、親が高齢化した「8050問題」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」など、</u>	複合課題の例を追加した。
	46	(追加)	また、災害時において、自ら避難することが困難で特に支援を要する人々が迅速に避難できるよう、名簿の作成など市町村の取組と併せ、防災訓練への参加など地域住民の取組も促していく必要があります。	災害時の課題を追加した。
	46	郡部では、人口の減少により、サービス利用者数が減少し、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性もあります。	郡部では、(中略)可能性もあります。 <u>買い物や通院、地域活動への参加など、日常の移動手段の確保も、重要な視点です。</u>	郡部の課題の具体例を追加した。
III. 市町村と県の役割	51	市町村の計画の策定や見直しにおいては、関係者の中で、現状や課題を把握するとともに、目指すべき将来像となるビジョンを共有化する過程が大変重要です。	<u>地域共生社会の実現に向けた取組や、将来ビジョンは、それぞれの地域の実情に応じて、大きく異なります。</u> 市町村の計画の策定や見直しにおいては、(後略)	市町村の実情に応じた取組が必要なことを明確にした。
	51	なお、社会福祉協議会は、民間における地域福祉の推進方策である「地域福祉活動計画」を策定します。	なお、民間における地域福祉の推進方策については、社会福祉協議会等が中心となり「地域福祉活動計画」を策定します。	地域福祉活動計画の説明を訂正した。

章	ページ	修正前	修正後	修正の趣旨
Ⅲ. 市町村と県の役割	53	また、各分野の相談支援機能等の確保・充実を支援するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能の普及を図ります。	また、 <u>地域包括ケアシステムを深化・推進するため、市町村の状況に応じた支援を行います。</u> さらに、各分野の相談支援機能等の確保・充実を支援するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能の普及を図ります。	県の取組の具体例を追加した。
	53	単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、	単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者、 <u>精神疾患により長期入院した患者や、</u>	県の取組の具体例を追加した。
	53	地域福祉を推進するためには、福祉、保健、医療だけでなく、市民活動や青少年支援、防犯、消費者教育、災害対応、住宅政策やまちのバリアフリー化など、行政の各分野の連携が重要です。	地域福祉を推進するためには、福祉、保健、医療だけでなく、 <u>県民活動や住まい、教育、子ども・若者支援、防犯、消費者教育、災害対応、まちのバリアフリー化など、行政の各分野の連携が重要です。</u>	第1章との整合を図った。
第4章 推進体制 Ⅱ. 各圏域の主な役割	55 56 57	「ネットワークの役割」に追加	(55ページ) ○ <u>県の施策の中では、地域福祉フォーラムのうち、小域福祉フォーラムがこれに当たります。</u>	各層の圏域の役割に、地域福祉フォーラムに関する記述を追加した。
	57	「3. 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏」に追加	○ <u>一方で、人口規模の小さい町村などでは、基本福祉圏の役割として想定されている機能を担うことが困難な場合もあると思われるため、広域での機能確保の仕組みを構築するなど、地域の実情に応じた対応を検討する必要があります。</u>	市町村の実情に応じた取組が必要なことを明確にした。
Ⅲ. 地域福祉の担い手として期待される団体等	59	(8) 民生委員・児童委員	<u>(3) 民生委員・児童委員</u>	主な担い手のひとつであることを明確にするため、順番を変更した。